

一括受ガスに関する検討

2018年12月21日 資源エネルギー庁

第3回ガスWGでの議論(一括受ガス関連)①:集合住宅への引き込み圧力

- 第3回ガスWGでは委員・事業者から、集合住宅への引き込み圧力について、下記の御意見を頂いた。
- 今回の検討では、以下の理由から、一般的な集合住宅へのガス供給形態である低圧引き込みを前提として ご議論いただくのはどうか。
 - ✓ 大多数の集合住宅は低圧引き込みであり、事業者からの検討提案も低圧を想定したものであること
 - ✓ 低圧引き込みの集合住宅に整圧器をあえて設置し、中圧引き込みとするのは、経済合理的でないこと

第3回ガスWGの議論:引き込み圧力

- 整圧器を置き中圧引き込みを行う事業モデル⑤は、一括受電に類似した形態であって、受ガス実態があると整理できるのではないか。
- 設備の償却が済んでいれば、整圧器の設置によるコスト増はあまり考慮しなくてよい。新規に整圧器を設置するとしても、特殊な場合には有効な選択肢となりえるか。
- ●無償配管のような事業形態が生じてスイッチングが制約されないかは、よく検討していく必要がある。
- ■電気とガスの違うところは、ガスではマンションへの引き込みがほぼ低圧である点。一括受ガスのために中圧導管を延伸するのが社会に とって本当に経済的なのか。また、一括事業者が中圧引き込みの費用を負担したとして、本当に価格低減効果がどこまで出てくるかを 考えると、中高圧引き込みの事業モデル⑤は採用しづらい。
- 既存の中圧引き込み・整圧器付マンションは数十万件中に数件しかなく、中高圧の物件に限って一括受ガスを認められても、制度としての値打ちがほとんどない。【事業者】
- 低圧引き込みでよいマンションに整圧器を設置するのは社会経済的な無駄なので、一括受ガスを許容する場合は、整圧器を設置して中圧で引き込むという電気との設備構成上のアナロジーはあまり考えられない。一定の需要をマンションの管理会社等がまとめれば受ガス実態があるとみなせないか。【事業者】
- ■電気の特別高圧・高圧・低圧というサプライチェーンの構造とガスの構造は全く異なることから、電気とガスで外形的に全く同じものを無理 矢理導入すべき、という方向で議論を進めるべきではない。今回の議論は中圧一括受ガスではなく、一括受ガス一般について扱っている ものと理解している。

第3回ガスWGでの議論(一括受ガス関連)②:内管保安責任

- 第3回ガスWGでは委員・事業者から、内管保安責任は導管事業者が担う方向性の御意見が示された。
- ついては、内管保安責任が導管事業者の担うものとされた整理の妥当性について再度確認いただいた上で、 今回の検討では導管事業者が保安責任を負うことを前提としてはどうか。

第3回ガスWGの議論:保安責任

- 内管保安は従前どおり導管事業者が、消費機器保安は小売事業者が面倒を見る整理が必要と考えている。【事業者】
- 保安体制の問題が非常に重要。保安業務の体制を十分に組むためには一定の需要密度が必要だが、内管の保安責任を導管事業者から移したときに問題がないのか。
- 保安責任は法的な責任であって、能力のある人に自主的に担わせるものではなく、事業者に義務として課すもの。一括事業者に保安 責任を課す場合、一括事業者について事業法上の何らかの位置づけを用意し、位置づけの付与に当たっては審査を行う必要が生じて くることも踏まえると、保安責任の整理の見直しは容易でない。
- 事業モデル③、④、⑤では、内管の保安責任を導管事業者から移す必要があるが、ガス安全小委員会での保安責任に関する過去の 結論と整合性がないのでは。
- 規制改革推進会議から指摘があったことを踏まえ、ガス安全小委員会へ内管保安の責任区分について再検討を要請したとしても、実態が変わっていないことから、責任区分の見直しが行われる可能性はかなり低いだろう。

第3回ガスWGでの議論(一括受ガス関連)③:契約期間、需要家保護等

- 第3回ガスWGでは委員・事業者から、契約期間、需要家保護、検針、是正中の一括受ガス事案について、 下記の御意見を頂いた。
- 今回の検討では、これらの検討事項も適宜踏まえつつ御議論いただきたい。

第3回ガスWGの議論:契約期間

- 契約期間は国が決めるものではなく、事業者が契約で決めるものである。一方で、契約期間が異常に長く違約金が異常に高い契約は問題があることから、契約の在り方に制約が課される規範がある。ガスWGの委員は、誰も一括受ガスの場合にこの規範を緩める必要性を認めなかったため、基本的には通常の小売契約と同じ規範に基づく、ということでよいのではないか。
- 契約期間は、民間の相対で決まるもの。契約期間の長短よりは、違約金があることでスイッチングができない形になっているかがポイントではないか。
- ●長期契約が消費者にとって非常に不公平な契約条件になることはあり、公正な競争を起こすという観点からは非常に問題がある。

<u>: 需要家保護</u>

- いずれの場合も、需要家保護の法的担保が懸念される。
- 一括受電の見直しが電力・ガス基本政策小委員会で議論されているが、一括受電事業者にライセンスを求め業務上の義務を課すという流れが出てくるのであれば、法改正を伴う措置だったとしても、一括受ガス事業者にもライセンスを求めることが考えられる。

:検針

- ●検針業務は導管事業者か一括事業者のいずれかが行う必要があるもので、極端に効率化できる業務ではない。また、電気の検針はスマートメーターで自動化されている一方、ガスの検針は人手で行われているため、電気とガスの検針を一緒に行っても効率化できる部分はない。【事業者】
- 一括メーターを設置せず、検針業務を一括事業者が行うことは可能ではないか。

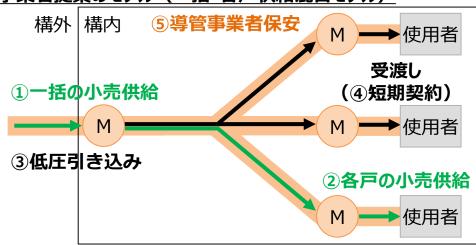
: 是正中の一括受ガス事案

- スイッチングの際に、導管事業者から新規小売事業者が一括受ガス状態の是正を求められる事例があると聞いている。託送料金の公平性の観点から、導管事業者にも積極的に協力してもらいつつ、是正を進めていく必要がある。【事業者】
- 一括受ガス状態の案件の是正について、一般ガス導管事業者にも努力してほしいという新規ガス小売事業者の意見は、理解できる面がある。

第3回ガスWGでの議論(一括受ガス関連)④:事業者のモデル提案

- 第3回ガスWGでは事業者から下記のような事業モデルの御提案、委員からは関連する御意見が示された。
- 今回は、本事業モデルを「一括・各戸供給混合モデル」と呼称し、詳細な検討を進めていきたい。

事業者提案のモデル(一括・各戸供給混合モデル)



- ① 一括事業者が需要を集約してガス小売事業者と契約する。
 - ▶ ガス小売事業者が販売経費等の経費を圧縮し、安価な料金メニューを適用できる可能性がある。
- ② 集合住宅内での一括受ガスと各戸小売供給の混在、一括受ガスから各戸小売供給への離脱を許容する。
- ③ 集合住宅へのガスの引き込みは低圧、整圧器の設置は不要とする。
- ④ 契約期間は短期とする。
- ⑤ 内管の保安責任は導管事業者とする。
- ⑥ 託送料金は各戸契約と同等の額とする。

事業者提案に対する委員意見

①②関連

- 事業者提案は、禁止されているホワイトラベルと何が違うのか。
- 事業者提案のモデルで、どのように離脱の自由を担保できるのか。
- 一需要家一契約の原則を変える議論は慎重な検討が必要。

6関連

事業者が、託送料金の減額がごく僅かでも一括受ガスを解禁して ほしいと主張していることから、託送料金のクリームスキミングが生じ ない形での一括受ガスを解禁できないかは、よく考える必要がある。

ホワイトラベルの概要①

電力供給におけるホワイトラベルとは、「受電実態がない者が、需要家に代わり当該事業者の名義で、あるいは需要家の契約名義を当該事業者に書き換えることにより、小売電気事業者等と小売供給契約を締結し、需要家に電気を提供するような行為」であって、「電気の小売営業に関する指針」において、電気事業法上許容されない事業形態と位置づけられている。

<電気の小売営業に関する指針(2017年6月最終改定) p.29より抜粋>

- 2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為等
- (1) 電気事業法上問題となる営業・契約形態
- ア 問題となる営業・契約形態

小売の全面自由化により、小売電気事業者による新たな営業・契約形態の創出が想定されており、そうした事業者による取組は望ましいことである。ただし、そうした営業・契約形態のうちには、電気事業法上問題となるものもあり、具体的には以下のような行為は原則として問題となる。

○ 受電実態がない者が、需要家に代わり当該事業者の名義で、あるいは需要家の契約名義を当該事業者に書き替えることにより、小売電気事業者等と小売供給契約を締結し、需要家に電気を提供するような行為。

電気事業法上、「需要」とは、最終的な電気の使用者や受電実態を有する者など、物理的な実態のある電気の使用・受電を前提としており、小売供給契約は、需要家たる最終的な電気の使用者などと、当該者に電気を供給する者との間において締結することが原則である。

上記のような行為は、需要家に代わり契約名義人となっている小売電気事業者には電気の受電実態がないにもかかわらず、自らが需要家であるかのように装って、形式上小売電事業者から電気の供給を受け、最終的な電気の使用者に当該電気を提供するという、実態に則さない契約形態を生じさせるものであり、電気事業法上許容すべきものではない。

また、上記のような行為が行われた場合、需要家に代わり契約名義人となっている小売電気事業者が小売供給契約上の需要家と形式上されていることから、最終的な電気の使用者がスイッチングをしたいと考えたとしても、供給元の小売電気事業者と最終的な電気の使用者の間で契約関係がないため、簡易・迅速なスイッチングができないなど、需要家保護の観点からも許容し得ない。

したがって、小売電気事業者により上記のような行為が行われた場合は、これにより電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

また、小売電気事業の登録等を受けていない者が、需要家に代わり小売供給契約の契約名義人となる場合において、最終的な電気の使用者に対して電気を提供したときは、電気事業法第2条の2に違反する無登録営業として罰則(1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科)の対象となり得る(電気事業法第117条の2第1号)。

ホワイトラベルの概要②

ホワイトラベルにより、需要家(最終的な使用者)が小売供給契約の当事者でなくなることで、事業法上の需要家保護が担保されず、需要家が自らの意思でスイッチングできない等の不適切な事態が想定される。

(参考) 第13回制度設計WG(2015年6月25日) 資料6-2 事務局提出資料より抜粋

小売営業に関連するビジネスモデルについて③

9

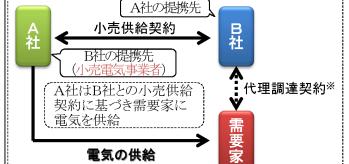
◇【類型②】については、前述のとおり許容しがたい法制上の問題が認められることに加え、第2弾 法に基づく需要家への説明義務等がB社には課されず、以下のような不適切な事例が想定される ことから、需要家保護の観点からも許容しえないのではないか。(第2弾法において、無登録営業とし て罰則の対象となりうる。また、B社が小売電気事業者の場合、こうした行為は業務改善命令等の対象となる。)

【類型②】

B社の提携先 (小売電気事業者) 需要家に対する電気の供給契約はB社との間で締結

小売供給 A社の根準先

メハ売ライセンスなし ※契約の名称はこれに限らない。



※契約の名称はこれに限らない。

◆想定される不適切な事例◆

「需要家」が「B社」に対し、別の事業者からの供給を希望する旨伝えたところ、「B社」から契約締結前に説明を受けたものよりも高額な違約金を請求された。 ⇒第2弾法の趣旨に反することが明らかにもかかわらず、「B社」は業務改善命令等の対象とならない。

「需要家」は「B社」に対し電気使用料を支払っているにもかかわらず、「B社」が「A社」に小売供給料金の支払いを滞納したため、「A社」は「B社」に対し、督促等を行った後、小売供給を停止(契約解除)した。

⇒「需要家」は自らの関知し得ないところで(突発的 に)小売供給の停止(契約解除)を受けることとなる。

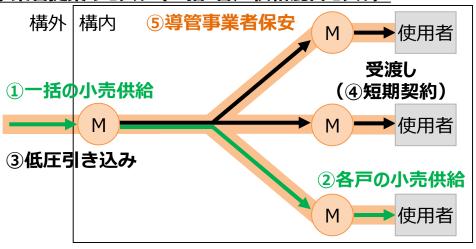
「A社」から電気の供給を受ける「需要家」の名義が「B社」に変更された場合、「需要家」は小売供給契約の当事者ではなくなる。

⇒「需要家」は自らの意思で事業者を選択できない。

一括・各戸供給混合モデルとホワイトラベルの比較

- ガスの一括・各戸供給混合モデルでは、一括事業者が小売供給契約の名義人になる。この際、一括事業者 自身はガスの最終的な使用者でなく、また、ガス工作物の維持・管理は導管事業者が担うことから、一括事業 者に受ガス実態があるともみなせない。
- すなわち、ガスの一括・各戸供給混合モデルにおける一括事業者は、電気事業法上も許容されないと整理された、ホワイトラベルの形態に該当する。
- 本モデルでは、一括受ガスを利用するガスの最終使用者について、事業法上の需要家保護が担保されず、自らの意思でスイッチングできない等の不適切な事態が想定されるのではないか。
- 事業者が提案するような、一括事業者を小売供給契約の名義人とすることと、最終使用者が一括受ガスから 各戸小売供給への離脱を許容することの両立は、モデルの性質上、不可能ではないか。

事業者提案のモデル(一括・各戸供給混合モデル)

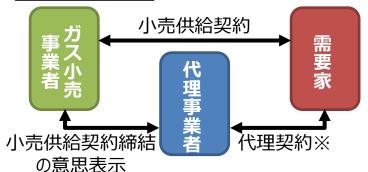


- ① 一括事業者が需要を集約してガス小売事業者と契約する。
 - ▶ ガス小売事業者が販売経費等の経費を圧縮し、安価な料金メニューを適用できる可能性がある。
- ② 集合住宅内での一括受ガスと各戸小売供給の混在、一括受ガスから各戸小売供給への離脱を許容する。
- ③ 集合住宅へのガスの引き込みは低圧、整圧器の設置は不要とする。
- ④ 契約期間は短期とする。
- ⑤ 内管の保安責任は導管事業者とする。
- ⑥ 託送料金は各戸契約と同等の額とする。

需要家代理モデルの活用可能性

- 事業者ニーズである「ガス小売事業者による販売経費等の圧縮・安価な料金メニューの適用」「需要家の利用 メニューの多様化」と、担保すべき「事業法上の需要家保護」「スイッチング選択肢」を実現する事業モデルとしては、「需要家代理モデル」が考えられるのではないか。
- 需要家代理モデルとは、代理事業者が「需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等を まとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらす」 モデルであり、「ガスの小売営業に関する指針」中で紹介されている。
- 代理事業者はあくまで「需要家の代理」であり、小売供給契約の名義人は需要家である最終使用者自身である。よって、需要家代理モデルにおいては、ガス事業法上の需要家保護が最終使用者に及び、また、最終使用者は自ら小売供給契約を見直しうる。

需要家代理モデル



代理事業者はあくまで「需要家の代理」であり、 小売供給契約の主体はガス小売事業者と需 要家。

※こうした代理サービスを通信など他のサービス とのセットで提供することも許容される。

ガスの小売営業に関する指針(2017年1月制定) p.8-9より抜粋

- 1 需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為
- (2) 契約に先立って行う説明や契約締結前・締結後書面の交付
- イ 望ましい行為等
- ii)需要家代理モデルにおける説明等

需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて 行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要 家にメリットをもたらす需要家代理モデルが新たに想定される。需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理であって、小売供給契約の 主体はガス小売事業者と当該需要家であることから、このような営業・契約形態は、ガス事業法上の規制の対象外である。

需要家代理モデルの場合、需要家との小売供給契約の内容や解除手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、ガス小売事業者がガス事業法上の責任を負っているが、(略)、需要家代理モデルにおける代理事業者は、本指針に定められたガス小売事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望ましい。

(略)

内管保安責任について

2018年12月21日 経済産業省商務情報政策局 産業保安グループ (参考)第21回規制改革推進会議投資等WG(2018年4月13日)資料1-2 経済産業省説明資料より抜粋 1/5

内管保安に関するこれまでの議論①

- 平成25年11月から総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小 委員会及び、平成26年2月から産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会にお いてガスシステム改革について議論を開始。(ガスシステム改革小委では第9回、ガス安全 小委では第4回~第9回)
- 需要家の選択肢拡大と競争活性化に資するガスシステム改革での議論に合わせ、保安レ ベルの維持・向上を前提とした望ましい保安のあり方を検討。

<各委員会の委員一覧>

ガスシステム改革小委			
山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授		
引頭 麻実	大和総研常務執行役員		
柏木 孝夫	東京工業大学特命教授		
橘川武郎	一橋大学大学院商学研究科 教授		
古城 誠	上智大学法学部教授		
杉本 まさ子	日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント協会理事		
永田 高士	公認会計士		
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教 授		

ガス安全小委			
豊田 政男	大阪大学 名誉教授	水流 聡子	東京大学 特任教授
青木 栄	ガス警報器工業会 専務 理事	東嶋 和子	科学ジャーナリスト
秋山 裕司	日本ガス機器検査協会 専務理事	富田 鏡二	日本ガス 協会 常務理事
梅村 章	名古屋大学 教授	堀 宗朗	東京大学地震研究所 教授
大河内 美保	主婦連合会 参与	三浦 佳子	消費生活コンサルタント
織 朱實	関東学院大学 教授	宮村 鐵夫	学校法人中央大学 教授
倉渕 隆	東京理科大学 教授	安田 慎一	高圧ガス 保安協会 理事
早田 敦	電気事業連合会 工務部 長	安田 進	東京電機大学 教授
立原 孝夫	全国LPガス協会 理事	吉川 知惠子	明大昭平·法律事務所弁護士
辻 英人	全国ガス労働組合連合 会 中央執行委員長	和田 眞治	日本コミュニティーガス協会 副会長

10

(参考) 第21回規制改革推進会議投資等WG(2018年4月13日)資料1-2 経済産業省説明資料より抜粋 2/5

内管保安に関するこれまでの議論②

- 【論点】
 - ①技術基準適合維持義務、②内管の漏えい検査、③消費機器の調査・危険発生防止 周知、④緊急時の対応義務の保安責任の所在はどうあるべきか。 (それぞれ小口・大口、灯外内管・灯内内管などの場合分けを行い議論を実施)
- 【検討の主な視点】
 - ①より高い安全の担保/②社会全体の効率性/③新規参入者の参入しやすさ
- 【委員コメントのポイント】
 - ①毎年変わる可能性のある事業者が多数参入することで、責任の所在が曖昧になり、緊急時などの保安管理が困難となる。
 - ②ガス導管事業者には、長年の経験からの知見、ノウハウ、情報が一義的に確保されている。
 - ③保安体制を有しない新規参入者にとっては、保安体制確保は参入障壁となる。
- 【結論】
 - ▶ ガス工作物全体として、実際の保安責任を担ってきたガス導管事業者が、引き続き、 内管の保安(漏えい検査、緊急保安、工事の品質管理等)を担うことが適当。 (緊急保安については、円滑な実施の観点から、ガス小売事業者も一定の役割と責務を果たすことが必要。)
 - ガス消費機器の保安(消費機器の調査・危険発生防止周知)については、需要家の消費機器情報を把握でき、需要家との接点機会の多い新ガス小売事業者が担うことが適当。

(参考) 第21回規制改革推進会議投資等WG(2018年4月13日)資料1-2 経済産業省説明資料より抜粋 3/5

<参考>内管保安の議論における各委員からのコメント

<導管事業者が責任を負うことについての賛成意見>

〈松村委員(東京大学社会科学研究所教授)〉(平成26年5月29日)

・毎年毎年かわる小売事業者にその責任を負わせるというのは、保安の面で私は極めて心配です。これはネットワーク事業者がずっと請け負っていれば、一義的にずっと情報というのは 蓄積されるということになるわけですから、このことが本当に重要だったとすれば、ネットワーク事業者に寄せるというほうがよるかに自然なのではないでしょうか。

〈杉本委員(日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事)〉(平成26年5月29日)

・緊急時対応ですけれども、現在のガス事業者は、体制が構築されて長年の間の経験から知見、ノウハウを持っていますが、全ての新ガス小売事業者が、特に既存ガス事業者以外の参入者が同じレベルで担保できるかどうかということに疑問を持っています。・たくさんの事業者が入ると責任が曖昧になって、緊急時の対応が困難になるのではないかというふうに感じています。

〈北村オブザーバー(関西電力グループ経営推進本部副本部長)〉(平成26年5月29日)

- ・結論から申し上げますと、事務局資料3の論点にございました①案の、新ガス導管事業者が一義的に保安責任を担うとすることが適当であると考えております。
- ・電気事業の保安体制を構築している当社におきましても、ガス保安体制構築に多大な要員と時間を要したことを考えますと、このような体制を有しない新規参入者は相当な負担を 強いられるわけでございまして、保安は実質参入障壁となっていると考えます。

〈早田委員(電気事業連合会 工務部長)〉(平成26年6月9日)

・「それぞれの保安業務は分離できるのか、一体としてみるべきか」という留意点が書いてございますけれども、私どもといたしましては、この保安業務は分離することなく、一体、一元的に 実施管理すべきものではないかと考えているところでございます。

(倉渕委員(学校法人東京理科大学教授)(平成26年6月9日)

・やはり今のような迅速な保安体制を維持するためには今の体制を維持することが大変大事ではないかと思います。

〈大河内委員(主婦連合会参与)〉(平成26年12月10日)

・私はこの議論の初めのときから、新ガス導管事業者が全部の項目を一括して持ってもらいたいと主張してきたので、その点では消費機器の調査が、新ガス小売事業者に整理されて委託されたということは残念に思っています。(中略)ガス漏れと違って、臭いもない不完全燃焼による中毒というのは、気づいたときにはもうどうしようもないという事故につながってしまいますから、その調査には専門性が必要だと思いますし、消費機器の調査というのが外部委託されるケースも多くなってくると考えると、高齢者をねらって敷地内に立ち入る点検商法が増えることも心配しています。

<導管事業者が責任を負うことについての反対意見>

〈松村オブザーバー(日本コミュニティーガス協会専務理事)〉(平成26年5月29日)

・小売事業者がお客様の選択を求めるというときに、保安というサービスというものも当然入る、選択の要素になるだろうと思っていますので、小売事業者が基本的には責任を持つべきだというふうに思っています。

〈和田委員(日本コミュニティーガス協会副会長(日本瓦斯株式会社代表取締役社長)(代理 松村)〉(平成26年6月9日)

・まず保安責任というか業務のところは新ガス小売事業者がもって、あとはこれを委託することができる形にすると、公平な形、あるいは中立性を担保する形で委託ができる形にするというのが望ましいのではないかと考えています。

《和田委員(日本コミュニティーガス協会副会長(日本瓦斯株式会社代表取締役社長) (代理 松村) 》(平成26年9月12日)

・結論から申し上げれば妥当な整理であろうと思っております。要望として申し上げますけれども、面的な広がりということではなくて、<u>敷地で完結するような部分については(保安の委託が)可能なのではないでしょう</u>かということを申し上げておりますので、できるだけ広げる方向で柔軟な形で考えていただきたくよろしくお願いしたします。

〈立原委員(一般社団法人全国 L P ガス協会 理事)〉(平成26年9月12日)

・最終的にお客様の保安の確保を前提にお決めいただいたということで、総論では賛成させていただきたいと思っております。保安業務については、松村代理からもお話をいただきましたけれども、委託が可能となれば、私ども L P ガス事業者はそれに対応できるような業者がいますので、配慮していただきたいと思います。

12

(参考) 第21回規制改革推進会議投資等WG(2018年4月13日) 資料1-2 経済産業省説明資料より抜粋 4/5

内管の保安責任に関する課題(考察)

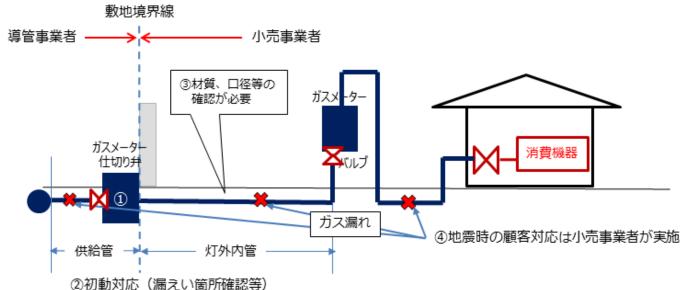
- 導管事業者が、内管の保安責任を負うことによって、これまで長年にわたり蓄積された知見 や経験、ネットワークとしての面的一体な管理と体制等により、通常保安業務(漏えい検 査・内管工事)、緊急保安業務のほか、大規模災害時対応を含めた諸課題に対して、迅速かつ効率的な対応が可能となる。
- 仮に、小売事業者が内管の保安責任を有する場合は、LP事業者等のガスのノウハウを有する事業者も含めた新規参入事業者の全ての事業者において、通常保安業務、緊急保安業務から、大規模災害時対応までといった広範かつ高度で専門性の高い現場の状況に応じた的確な対応が可能となるかの点において懸念が生じる。
- 需要家の選択肢拡大と競争活性化に資するとの今般のガスシステム改革においては、ガス 工事やガス保安の知見や体制を有していない者の自由な新規参入をも想定した仕組みとしている。したがって、内管の責任区分の変更は、ガスのノウハウを有しない者にとってのガス小売事業への新たな参入障壁となり、小売自由化の意義を損なうこととなる。

(参考) 第21回規制改革推進会議投資等WG(2018年4月13日) 資料1-2 経済産業省説明資料より抜粋 5/5

敷地境界線で保安責任を担う者が変わることへの懸念(イメージ)

仮に、敷地境界線(供給管と内管)で保安責任を担う者が変わることにより、以下のコスト増加や保安レベル低下の可能性が見込まれる。

- ①責任分界地点(敷地境界線)における仕切り弁、ガスメーターの新規設置
- ②供給管又は内管の埋設部に漏えいが発生した場合の緊急時対応の二重化(初動対応)
 - ・現行では導管事業者が一元的に対処しているが、敷地境界線で保安責任が変わることにより、漏えい箇所の特定ができていない場合において、導管事業者と小売事業者が両者同時に対応することになる。また、導管事業者と小売事業者がそれぞれで対応し、事故情報の覚知や共有に時間を要することで、二次災害の発生や拡大の懸念が増す。
 - ・導管事業者と小売事業者が別々に要員確保、車両・拠点整備をすることで、社会的コストが増加する懸念がある。
- ③導管事業者と小売事業者との間で、配管の設置状況、検査履歴等を相互に共有する新たなシステムの構築が必要となる。
- ④地震等大規模災害時の顧客対応
 - ・導管事業者は、面的一体的な対応が可能である一方、小売事業者は、点在する顧客に個別対応する必要があるため、社会全体としてみた効率的な災害対応力の低下を招き、顧客サービスへの不満や不公平感を増長しかねない。



平成29年 事故実績(件)		
灯外内管	107	
供給管	33	

※ガス事業法に基づき報告のあった件数であり、ガス漏れの結果として、火災・爆発や避難誘導、交通困難等をもたらした事故をいう。(事故総件数は407件)